

第22条（危機管理）

旧	新
	<p><u>（危機管理）</u></p> <p><u>第21条 市長等は、自然災害その他の不測の事態に迅速かつ的確に対処し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、総合的かつ機能的な危機管理の体制の整備に努めなければならない。</u></p> <p><u>2 市長等は、市民の危機管理に対する意識を高めるとともに、市民、関係機関等と相互に連携を図りながら協力して、危機管理の体制の強化に努めなければならない。</u></p> <p><u>[解説]</u></p> <p><u>この条は、危機管理について定めています。</u></p> <p><u>・危機管理とは、次のことをいいます。</u></p> <p><u>① 時間と場所を問わず発生する緊急事態を予知し及び予防すること。</u></p> <p><u>② 緊急事態が発生した場合は、速やかに対応し、被害を最小限にとどめること。</u></p> <p><u>また、危機の態様は、次のとおりです。</u></p> <p><u>(1) 自然災害</u> <u>地震、津波、台風、集中豪雨、河川氾濫など</u></p> <p><u>(2) 人為的災害</u> <u>戦争、侵略、国際テロ、原子力事故、航空機事故など</u> <u>このほか、公園、道路などの公の施設での事故、個人情報</u> <u>の漏えい、市職員の不祥事など、幅広い危機をいいます。</u></p>

- ・ 市民を自然災害などから保護するため、市民、石川県、警察、自衛隊などと連携を図りながら協力して、指示や連絡がスムーズで正確、迅速に対応できる体制の強化に努めることを定めています。